

美しい山・川・海 人が躍動する 交流と共生のまち

広報  
ふるさと

# 香美

7  
平成 27 年 (2015)  
月号 No. 124



【写真】

## － 火点は前方！放水始め！！ －

### トライやる・ウィーク

町内4中学校の2年生154人が参加した「トライやる・ウィーク」。美方広域消防署香住分署では、香住第一中学校の生徒5人と香住第二中学校の生徒2人が消防士の訓練に挑戦。

この日は、慣れない手つきで筒先を持ちつつ前方にある火点をめがけて放水を行いました。

(本号2ページに関連記事を掲載)

## 今月の主な内容 (Contents)

- 2 まちのうごき  
トライやる・ウィークが行われました
- 4 まちからのお知らせ  
地方創生でさらなる活性化へ！  
介護保険制度のお知らせ  
役場各課などからのお知らせ ほか
- 18 まちのできごと
- 20 ふるさとの誇りを訪ねて  
(別冊 けいじばん、いきいきカレンダー)

# 未来の「しごと」を体験！

トライやる・ウィークを行いました

●問い合わせ先 町教育委員会子ども教育課

6月1日(月)から6月5日(金)までの5日間、町内4中学校の2年生154人が「トライやる・ウィーク」に参加しました。この期間中、町内の68事業所で大勢の指導ボランティアの皆さんにご協力、ご支援をいただきながら仕事を体験し、楽しさ、厳しき喜びなどさまざまなことを学びました。生徒を受け入れていただいた事業所の皆さん、指導ボランティアの皆さんには、大変お世話になりましたことを厚くお礼申し上げます。

ここで取り組みの一部をご紹介します。

## 「子ども大好き！」

佐津幼稚園では、香住第二中学校の生徒2人が先生を体験。取材当日は園児にかぶと作りを教えたり、外でブランコで遊んだりと楽しく過ごしていました。

体験をしていた松井風花さん(香住区浜安木)と山本佳奈さん(香住区無南垣)は「子どもが大好きで、遊びに誘ってくれる時がうれしい。幼稚園の先生が園児に分かりやすい話し方を工夫していたので、見習いたいです」と語ってくれました。(文：安田衣里、写真：田中龍之介)



▲園児にかぶと作りを教える2人

## 「大きな魚にビックリ！」

兵庫県但馬水産技術センターでは、香住第一中学校の生徒5人が体験。マダイのエサやりでは、同センター職員の説明を真剣に聞き、驚きの表情を見せていました。

その後は、サザエの水槽の掃除を行い、集中心力を欠かさずに一杯取り組んでいました。体験をしていた宇川湧也さん(香住区若松)は「この仕事はやりがいがあり楽しいです」と語ってくれました。(文：松本広志、写真：木原健太郎)



▲マダイのいけすでエサやりをする生徒

## 「むっちゃエライ！でもなんかイイ！！」

美方広域消防署香住分署では、香住第一中学校5人と香住第二中学校2人の生徒が厳しい訓練を体験。

訓練は腹筋250回や腕立て伏せ200回など、どれも非常に厳しいものですが、気合を入れた大きな声とともに必死にこなしていました。訓練を終えた吉田翔貴さん(香住区下浜)は「えらい。でも達成感ややりがいがあるから良い」と語ってくれました。(文：木原健太郎、写真：今西颯大)



▲重装備を背負って訓練を行う生徒

## 「元気いっぱい園児たち！」

柴山保育所では、香住第一中学校の生徒2人が保育士の仕事を体験。取材当日はおゆうぎ室でこのほり運動会が行われました。終わった後は、白組11人の園児とピアノの音に合わせておゆうぎをしたり元気いっぱい園児たちと楽しそう。

訪れていた藤原芽生さん(香住区浦上)と藤原さくらさん(同)は「ここを選んだのは小さい子どもと遊ぶのが好きだから。子どもたちと一緒に本を読んだり遊んだりするのが楽しいです」とうれしそうに語ってくれました。



▲元気な園児と走る2人



## 「きれいなお風呂でスッキリ！」

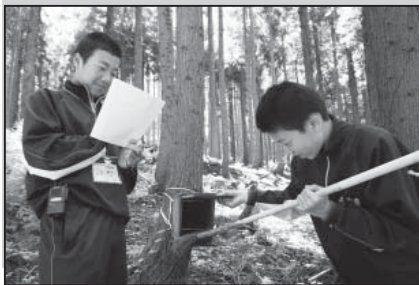
ふれあい温泉おじろんでトライやる・ウィークに挑戦した小  
代中学校の生徒2人。  
支配人に丁寧な指導を受けながら、お風呂の掃除、ポンプの点検、フロントでの接客など、慣れない仕事を一生懸命取り組んでいました。  
毛戸浩雅さん（小代区水間）は「お風呂の掃除をはじめ施設周りの草取りなど、さまざまな事を行っているのが分かりました」と仕事の大変さを実感しているようでした。



▲フロントで接客中の2人

## 「準備をするのは大変！」

兎和野高原野外教育センターでは、村岡中学校の生徒4人が準備や後片付けに大忙し。  
取材当日は、第3回兎和野ゴルフラウンドゴルフ競技会が開催され、ホールインワン大会の運営スタッフとしておおいに盛り上げ、その後はスタンプラリーのコース点検作業やゴルフラウンドのネット張りなどを行い、額に汗していました。  
五十嵐大吾さん（村岡区川会）は「以前に自然学校やクロスカントリースキーで訪れたことがあります、あらためて施設の多さや大きさに驚きました。寝袋やテントの片付けなどでは、次に使うお客さんが気持ちよく使えるよう、中に入っている葉っぱや木の枝を取り除きながら丁寧にたたむのが大変でした。でも、自然や多くのお客さんと触れ合えて楽しい」と語ってくれました。



▲スタンプラリーのコースを点検中

## 取材後記

トライやる・ウィークの期間中、香住第一中学校の生徒3人と香住第二中学校の生徒2人が役場の業務に挑戦。そのうち2日間は香住区内の各事業所で取材活動を行い、本号2ページ（一部）の記事を作成しました。

ここでは、5人が役場でのトライやる・ウィークや取材活動を通して感じたことを『取材後記』としてご紹介します。

なお、取材を快く受けていただいた各中学校の生徒の皆さん、そして各事業所の皆さん、ご協力いただきありがとうございました。

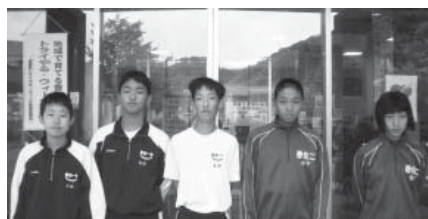
■同級生を取材するのは少し恥ずかしく、なかなかできませんでしたが、でも、だんだんと接するのが楽しくなってきました。いい写真も撮れてよかったです。（今西記者）

■初めての体験で分からないことばかりでしたが、自分で考えて行動できました。普段はできない体験ばかりでした。これからの人生や学校生活に生かしていきたいです。（松本記者）

■さまざま場所でいろんな生徒の顔を見ました。笑って子どもと接する人や黙々と作業をする人。取材を通してさまざまな表情が見れて良かったです。（木原記者）

■写真を撮るだけでしたが、とても緊張しました。なかなか上手に撮ることができませんでしたが、いい写真も撮れました。写真を撮るというのはあまりないことだったので、いい経験ができました。（田中記者）

■取材では友だちとの慣れない会話に緊張しました。どう聞けば良いのか、少し焦りました。内容を少しでも理解しやすいようにまとめるのが難しかったです。（安田記者）



▲左から今西颯大さん（香住第一中学校、香住区駅前）、松本広志さん（同中、同区香住）、木原健太郎さん（同中、同）、田中龍之介さん（香住第二中学校、同区九斗）、安田衣里（同中、同区奥安木）



▲いい写真が撮れたかな（今西記者）



▲どうやって聞き出そうか（右：安田記者）

# 地方創生

## でさらなる活性化へ！

●問い合わせ先 役場企画課

現在、国と地方で進めている地方創生。人口減少対策や地方の活性化を進める上で重要な取り組みです。

今月号から、国の現状や町が策定する「香美町総合戦略」の取り組み状況などをお知らせします。

### 国の考え方

国は、2008年に始まった人口減少が、今後加速度的に進むと考えています。現在、1億2700万人の人口が2060年には8700万人、2110年には4300万人程度まで減少すると推計しています。（国立社会保障・人口問題研究所調べ）

人口減少による消費、経済力の低下が日本経済に対して大きな重荷になると想定し、人口減少克服と地方創生を併せて行うことで、将来にわたって活力のある社会を維持することを目指しています。

### 2060年に1億人の人口を確保するために

人口の減少問題は地域によってそれぞれ状況や原因が異なります。地方から都市への人口の流出や出生

率の低下などが人口減少の一因であるとし、そのため地域における安定した雇用を創出し、若い世代が安心して結婚、出産、子育てができるような社会環境を実現することで人口減少を克服しようとする国は考えています。

国の長期ビジョンでは人口減少に歯止めをかけることができれば、2060年に1億人程度の人口が確保でき、人口構造が「若返る時期」を迎え、人口の安定化とともに生産性が向上し、経済も成長できるとしています。

### 「まち・ひと・しごと創生」

国の総合戦略では、人口減少と地域経済の縮小を克服するため、下表の4つの基本目標を設定しました。

地方において「しごと」が「ひと」を呼び込む好循環を確立することで、都市から地方へ新たな人の流れを生み出し、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す。そのために国、地方で総力をあげて取り組みます。

### 町の取り組み状況

町では香美町総合戦略を策定するため、庁舎内に総合戦略会議を設置しま

した。

今後「まち・ひと・しごと創生法」と国の総合戦略を踏まえ、有識者や関係団体との意見交換を行うとともに、「香美町総合計画審議会」の審議を経て10月末を目途に策定する予定です。

現在、皆さんから地方創生のアイデアを広く募集しています。募集の様子は町HPや広報6月号に折り込まれていますので、町のさらなる活性化のため、多くの提案をお願いします。

国の4つの基本目標

基本目標	目標を実現するための取り組み
地方における安定した雇用を創出する	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域産業の競争力強化</li> <li>コンピューターやインターネット技術などの利活用による地域の活性化</li> <li>地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策など</li> </ul>
地方へ新しい人の流れをつくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方移住の推進</li> <li>企業の地方拠点強化、企業などにおける地方採用、就労の拡大など</li> </ul>
若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	<ul style="list-style-type: none"> <li>若い世代の経済的安定</li> <li>子ども、子育て支援の充実</li> <li>妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援</li> <li>仕事と生活の調和の実現など</li> </ul>
時代にあった地域をつくり、安心した暮らしを守るとともに地域と地域を連携する	<ul style="list-style-type: none"> <li>中山間地域における「小さな拠点」（多世代交流、多機能型）の形成</li> <li>人口減少などを踏まえた既存の公共施設や建物などのマネジメント強化</li> <li>地域連携による経済、生活圏の形成</li> <li>住民が地域防災の担い手となる環境の確保</li> <li>ふるさとづくりの推進など</li> </ul>



# 介護保険制度のお知らせ

●問い合わせ先 役場福祉課・各地域局

## ①介護保険負担割合証を交付します

今年の8月から、第1号被保険者（65歳以上）で一定以上の所得（詳しくは広報4月号をご覧ください）がある人が介護サービスを受ける場合、所得に応じて利用者負担割合が2割になります。

要支援・要介護認定を受けている人には、自己負担割合が記載された「介護保険負担割合証」を7月中旬に送付します。この有効期間は、8月1日から翌年の7月31日までで、毎年更新されます。

負担割合証は、介護保険サービスを受ける際の自己負担割合を示す証明書になります。介護保険の保険証と併せて保管していただき、サービスを受ける際には、その両方を提示してください。



## ●負担割合が変わる可能性があります

①世帯の第1号被保険者の所得に変更があった場合

※直近の8月までさかのぼって変更します。

②世帯の第1号被保険者が転入した  
場合

※該当月の翌月初日（1日の場合は、その月）から変更します。

③2号被保険者（40〜64歳）が65歳になった場合

※第2号被保険者は所得に関わらず1割負担ですが、65歳になった人が、判定により2割負担になる場合、誕生月の翌月初日（誕生日が1日の場合は、その月）から変更します。

## ②高額介護サービス費の限度額が変わります

月額自己負担額が限度額を超えた際には、申請することで超過分を高額介護サービス費として払い戻しを受けられます。

世帯内に現役並み所得（課税所得145万円以上）の第1号被保険者がいる場合は、当該世帯の限度額が8月利

### 自己負担の限度額（月額）

区分	世帯限度額	個人限度額
現役並み所得者相当の人がいる世帯	44,400円	44,400円
住民税課税世帯	37,200円	37,200円
世帯全員が住民税非課税	・下記以外	24,600円
	・老齢福祉年金を受給している人 ・前年の合計所得額と公的年金などの収入額の合計が80万円以下の人	24,600円
生活保護を受給している人	15,000円	15,000円

※「世帯」は介護サービスを利用した人全員の負担の合計限度額で、「個人」は介護サービスを利用した本人の負担の限度額

用分から4万4400円になります。ただし、同一世帯内にいる第1号被保険者の合計収入が520万円（本人のみの場合は383万円）に満たない場合は申請により限度額が3万7200円になります。

対象の世帯には「基準収入額適用申請書」を送付します。申請により把握した収入額が基準を下回る場合に、申請があった月の翌月初日から限度額の変更をします。

## ③食事、部屋代の軽減基準が変わります

所得の低い人が特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、ショートステイを利用した場合、申請することで食費、部屋代の軽減を受けることができます。

軽減の対象は、本人および同一世帯の人が非課税であることですが、新たに次の基準が追加され、いずれかに該当する場合は対象外になります。

①配偶者が住民税を課税されている（※1）

②預貯金など（※2）の金額が配偶者のいる人は合計で2千万円、配偶者のいない人は1千万円を超える負担軽減の申請で不正があったときは加算金を課すことがあります。

また、住民税課税世帯で特別養護老人ホームの相部屋に入所する人（ショートステイ利用者を含む）などについては部屋代相当を負担していたできます。

※1…住民票上の世帯が同じかどうか問わない（施設入所より住所を移した場合など）

※2…預貯金などは、預貯金（普通・定期）、有価証券（株式・国債・地方債など）、金・銀（積立購入含む）など時価評価が容易に把握できる貴金属、投資信託、タンス預金など

問い合わせ先 役場健康課・各地域局

県後期高齢者医療広域連合事務局 TEL 078・326・2021



# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## 01 被保険者証の更新時期は8月1日(土)です!

7月中旬に新しい被保険者証を送付しますので、8月1日(土)から新しい被保険者証を医療機関などの窓口で提示してください。

保険料の納付状況によっては、有効期限が短い保険証(短期被保険者証)を送付することがあります。保険料納付が困難な事情がある場合は早めに相談してください。

一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の平成26年中の所得により算出された平成27年度の住民税課税所得と平成26年(1月から7月までは平成25年)中の収入額をもとに計算しています。

なお、世帯状況の異動や所得の更正などにより、随時変更されることがあります。



## 02 医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額など

医療機関での窓口負担額や医療費が高額になったときの自己負担限度額などは次表のとおりです。

区分	一部負担金の割合	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代の標準負担額(1食当たり)	該当条件
		個人単位[外来]	世帯単位[入院含む]		
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [44,400円]※1	260円	同一世帯に住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯の人(※3)。ただし、住民税課税所得145万円以上でも収入額(年金や給与などの合計)が一定の金額に満たない人(※4)は、役場または各地域局に申請することにより「一般」の区分となります。 (対象となる可能性がある人には申請書を送付しています)
一般	1割	12,000円	44,400円	260円	「現役並み所得者」、「低所得II」、「低所得I」以外の人
低所得	II		24,600円	210円 [160円]※2	世帯員全員が住民税非課税 「低所得I」以外の人 ○各所得が必要経費・控除(公的年金等控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人 ○老齢福祉年金の受給者
	I	1割	8,000円	15,000円	

※1 [ ]内は過去12ヵ月以内にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目からの額

※2 [ ]内は過去12ヵ月の入院日数が90日を超える場合、91日目からの額(申請が必要)

※3 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる世帯は、住民税課税所得額145万円以上であっても、被保険者全員の基礎控除(33万円)後の総所得金額などの合計額が210万円以下であれば1割負担

※4 ○同一世帯に被保険者が一人の場合 ⇒被保険者の収入額…383万円

○同一世帯に被保険者が一人で70歳以上75歳未満の人がいる場合

⇒被保険者と70歳以上75歳未満の人全員の収入合計額…520万円

○同一世帯に被保険者が複数いる場合 ⇒被保険者全員の収入合計額…520万円



## 03 限度額適用・標準負担額減額認定証の更新時期は8月1日(土)です!

世帯員全員が住民税非課税(右表の区分で低所得Ⅰ・Ⅱに該当)の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、医療機関ごとに1ヵ月間に支払う一部負担額が、外来・入院とも区分に応じた限度額までとなり、入院時の食事代も減額されます(柔道整復<sup>しんきゅう</sup>、鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く)。

現在、減額認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる人には、新しい減額認定証を被保険者証と一緒に送付する予定です。

世帯員全員が住民税非課税の人で、減額認定証の申請をされていない場合は、役場または各地域局で申請してください。

## 04 保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりの所得に応じた保険料をご負担いただいています。個別の保険料額は「平成27年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」をご覧ください。

### ◇ 保険料の計算方法

平成27年度の年間保険料は、均等割額と平成26年中の所得を基に計算した所得割額の合計となります。

$$\text{年間保険料 (最高 57 万円)} = \text{均等割額 (47,603 円)} + \text{所得割額 (総所得金額等※ - 33 万円) \times 9.70\%}$$

※総所得金額等とは、平成26年中の収入額から公的年金等控除額や給与所得控除額などを差し引いた額であり、所得控除額(社会保険料控除額、扶養控除額など)は含みません。

### ◇ 保険料の支払方法

#### ①年金からの支払い【特別徴収】

特に手続きは必要はありません。

また、口座振替による支払いに変更することができます。詳しくは役場または各地域局にご相談ください。

#### ②口座振替や納付書での支払い【普通徴収】

7月から翌年3月まで、毎月、納付いただきます。

年金の受給額が年額18万円未満の人や後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の1/2を超える人が対象です。

### ◇ 保険料の軽減制度

#### ①均等割額の軽減

同一世帯内(世帯主と世帯内の被保険者)の平成26年中の総所得金額等が一定の金額以下の場合、対象となります(軽減割合は右表のとおり)。

総所得金額等(被保険者と世帯主の合計)が次の基準以下の世帯		軽減割合 (カッコ内は軽減後の年間均等割額)
基礎控除額 (33万円)	被保険者全員の所得が0円 (公的年金等控除額は80万円として計算)	9割(4,760円)
	上記以外	8.5割(7,140円)※
基礎控除額(33万円) + 26万円 × 被保険者数		5割(23,801円)
基礎控除額(33万円) + 47万円 × 被保険者数		2割(38,082円)

※本来は7割軽減ですが、特例措置で8.5割軽減となっています。

#### ②所得割額の軽減

総所得金額等から基礎控除額33万円を引いた額が58万円(年金収入のみの場合は収入金額が211万円)以下の場合に該当となり、所得割額が5割軽減されます。

#### ③被扶養者だった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険(会社の健康保険、船員保険、共済組合など)の被扶養者だった人が対象となり、均等割額は9割軽減に、また所得割額は全額免除されます。

### ◇ 保険料の減免制度

次のいずれかに該当する場合、申請により保険料の減免を受けることができます。

- ・災害で大きな損害を受けた場合
- ・所得の著しい減少があった場合
- ・他の被保険者や世帯主が死亡したことなどにより、世帯の所得が軽減判定基準以下となる場合
- ・一定期間給付の制限を受けた場合



# 町・公立香住病院の正規職員を募集！

●問い合わせ（提出）先 町正規職員：役場総務課、公立香住病院正規職員：同病院事務局

## 町正規職員

■職種、採用予定人数、受験資格など  
下表のとおりです。

■採用予定日

平成28年4月1日以降

■試験

【第1次試験】

▼とき・ところ

・9月20日（日）午前10時

・香住文化会館

▼内容

教養、作文、事務能力の試験と  
性格検査を行います。ただし土木  
職は作文試験に替えて専門試験を  
行います。

【第2次試験】

11月1日（日）に予定しています

が、試験時間や会場などは第1次試

験合格者に個別に通知します。

■申込方法

役場または各地域局備え付けの受験  
申込書に必要事項を記入し、役場総務  
課へ提出してください（郵送可）。

■提出期限

8月18日（火）までの平日午前8時  
30分から午後5時15分の間に提出して  
ください（郵送の場合は8月18日（火）  
必着）。

職種 採用予定人数	勤務先・主な業務内容	受験資格など
<b>一般事務職</b>		
5人	役場本庁舎や各地域局などで一般行政の業務に従事します。	平成元年4月2日以降に生まれた人で、高等学校以上の学校を卒業した人、または平成28年3月末までに卒業見込みの人
<b>土木職（初級職）</b>		
1人	役場上下水道課や建設課などで工事の設計、施工管理などの業務に従事します。	同上
<b>幼稚園教諭</b>		
2人	町内の幼稚園で園児の教育に従事します。また、町内の保育所などで保育に従事する場合もあります。	平成元年4月2日以降に生まれた人で、幼稚園教諭の免許および保育士の資格を持つ人、または平成28年3月末までにいずれも取得見込みの人*
<b>保健師</b>		
2人	役場本庁舎や各地域局などで保健指導などの業務に従事します。	昭和60年4月2日以降に生まれた人で、保健師の免許を持つ人、または平成28年3月末までに取得見込みの人*
<b>歯科衛生士</b>		
1人	役場本庁舎や各地域局などで歯科衛生指導などの業務に従事します。	昭和60年4月2日以降に生まれた人で、歯科衛生士の免許を持つ人、または平成28年3月末までに取得見込みの人*

\*免許および資格を取得する見込みの人が取得期限までに取得できなかった場合、試験に合格しても採用される資格を失います。

## 公立香住病院正規職員

■職種、採用予定人数、受験資格など

薬剤師、臨床検査技師：各1人

看護師：若干人

いずれの職種も昭和45年4月2日以降

に生まれた人で、薬剤師、臨床検査技師、

正看護師の免許を持つ平成28年3月末

までに取得見込みであることが必要です。

※いずれの職種も期限までに免許を取得できなかった場

合、試験に合格しても採用される資格を失います。

■採用予定日

平成28年4月1日

■試験

▼とき・ところ

・9月20日（日）

※時間は応募者に個別に通知

・公立香住病院

▼内容

事務能力の試験と性格検査および

個別面接を行います。

■申込方法

市販の履歴書に必要事項を記入し、免  
許を証明する書類の写しまたは免許取得  
見込証明書を添付して同病院事務局に提  
出してください（郵送可）。

■提出期限

8月31日（月）までの平日午前8時30  
分から午後5時15分の間に提出してくだ  
さい（郵送の場合は8月31日（月）必着）。





平成27年度 国民健康保険税

## 税率などの決定と税額の軽減措置

●問い合わせ先 役場税務課・各地域局

### ◇税率などの決定

平成27年度の国民健康保険（国保）の税率が表1のとおり決定しました。なお、課税限度額は①医療費給付費分は現行の51万円から52万円に②後期高齢者支援金分は現行の16万円から17万円に③介護納付金分は現行の14万円から16万円に——それぞれ変わります。

### ◇税額の算定方法

国保税は加入者の年齢により算定方法が異なります。

- ▼40歳未満は①+②
- ▼40歳以上65歳未満は①+②+③
- ▼65歳以上75歳未満は①+②  
（介護保険料は別に賦課）

### ◇税額の軽減

世帯主（擬制世帯主を含む）およびその世帯の国保加入者の平成26年中の所得の合計が基準以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます（表2）。ただし、この措置を受けるためには、所得税の確定申告または町県民税の申告が必要です。

（表1）平成27年度 国保税 税率表

区分	① 医療給付費分	② 後期高齢者支援金分	③ 介護納付金分
所得割	5.91%	1.68%	1.75%
資産割	20.13%	5.77%	6.93%
均等割	20,700円	5,960円	8,660円
平等割	18,400円	5,320円	5,080円
課税限度額	52万円	17万円	16万円

＜区分ごとの算出方法＞

- ・所得割額＝（平成26年中の総所得金額など－基礎控除額33万円）×税率
- ・資産割額＝平成27年度の家屋・土地に係る固定資産税額×税率
- ・均等割額＝国保加入者1人にかかる定額
- ・平等割額＝国保加入世帯にかかる定額

（表2）所得による軽減割合

基準所得	軽減割合
33万円	7割
33万円＋（被保険者数＋特定同一世帯所属者数*）×260,000円	5割
33万円＋（被保険者数＋特定同一世帯所属者数*）×470,000円	2割

\*特定同一世帯所属者とは…  
後期高齢者医療制度に移行し継続して同じ国保世帯にいる人



第10回特別弔慰金

## 戦没者などのご遺族の皆さんへ

●問い合わせ（請求）先 役場福祉課・各地域局

国では戦後70周年に当たり、現在の日本の平和と繁栄の礎となられた戦没者などの尊い犠牲にあらためて弔慰の意を表すため、戦没者などのご遺族に対し「特別弔慰金」を支給します。

### ●支給対象者

戦没者などの死亡当時のご遺族で、今年4月1日において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受け人（戦没者などの妻や父母など）がない場合に、次の順番によりご遺族1人に支給されます。

①今年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

②戦没者などの子

③戦没者などの父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件により、順番が入り替わります。

④①から③以外の戦没者等の三親等内の親族（おい、めいなど）

※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

### ●支給内容

額面25万円（5年償還の記名国債）

### ●請求期間

平成30年4月2日まで

※請求期間を過ぎると受給できません

窓口が混み合うことも予想されますので、事前に電話などで確認のうえご来庁ください。





日本年金機構の個人情報流出

# 不審な電話にご注意ください！

●問い合わせ先 役場町民課

●電話番号

0120・81・8211 (無料)

●受付時間

午前8時30分～午後9時

(年末年始および祝日を除く)

日本年金機構では、外部からのウィルスメールによる不正アクセスにより、保有している個人情報の一部が外部に流出したことが、5月28日に判明しました。

流出していると考えられるのは、約125万件です。流出の対象となった受給者、被保険者の皆さんには、年金機構から個別に通知してま

す。外部からの不審な連絡があった場合など、ご相談は専用電話窓口(コールセンター)へお願いします。



出張年金相談窓口を開設

# 年金に疑問や不安はありませんか？

●問い合わせ先

役場町民課・各地域局  
豊岡年金事務所 TEL 0796・22・0948

豊岡年金事務所が出張年金相談窓口を開設します。相談には、年金手帳な

どの基礎年金番号が分かるものをご持参ください。

なお、代理でお越しになる場合は、委任状と代理者の身分証明書(運転免許証など)が必要です。

●とき

7月16日(木)

午前10時～午後4時

●ところ

役場本庁舎



国民年金保険料の納付が困難なときに：

# 免除・猶予制度をご利用ください！

●問い合わせ先 役場町民課・各地域局

豊岡年金事務所 TEL 0796・22・0945

経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合、本人の申請により保険料の納付が免除(猶予)される次の3つの制度があります。

①全額免除・一部納付

本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料が全額免除または一部納付などになります。ただし、一部納付の場合において保険料を納付しない場合は「未納期間」となります。

②若年者納付猶予

30歳未満の人で、本人や配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

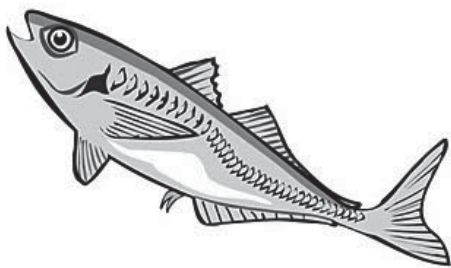
③学生納付特例

20歳以上の学生で前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。



※平成26年4月の国民年金制度の改正により、①～③のすべてで申請可能期間が拡大し、過去2年1カ月分までさかのぼって免除(猶予)申請を行えるようになりました。

※①の承認を受けた場合、納付を免除される期間は受給資格期間(将来年金を受け取るために必要な加入期間)に算入されませんが、全額納付した場合に比べて年金額が少なくなります。



魚食普及、地産地消推進事業

# お魚の料理教室を支援します！

●問い合わせ（申し込み）先 役場農林水産課

町では、魚食普及や地産地消を推進するために、町内で水揚げされた魚などを使用して料理教室などを開催する町内の団体に対して、その食材を支給します。（先着順）

●対象事業

15人以上が参加する料理教室など  
※営利目的で行う場合は対象外

●支給食材

- ①町内で水揚げされた魚介類
  - ②町内の業者から購入する魚介類
- ※参加者1人当たり500円まで

●申し込みなど

- ①事前に事業の内容、必要食材、数量、購入予定業者などについて申請
- ②実施認定通知書を受け取ってから、町内の業者に必要食材を発注

※注文、会場への搬入は申請者でしてください。

- ③実施後に写真と請求書を添付して実施報告書を提出

原則1団体1回の支給です。ただし、同一団体が参加対象者の異なる料理教室を開催した場合は対象とします。



手話奉仕員養成講座「入門課程」開催

## 手話に興味がある人を募集します！

●問い合わせ（申し込み）先 役場福祉課

手話が必要とする聴覚障害者のコミュニケーションを支援するため、聴覚障害者とコミュニケーションしながらボランティア活動をしようとする人や手話に興味のある人を対象に、手話奉仕員の養成講座を開催します。

●とき

7月24日（金）～12月18日（金）の毎週金曜日（8月14日は除く）  
午後7時30分～9時

●ところ

香住区中央公民館など

●対象者

町内在住、在勤、在学（高校生以上）で初めて

て手話を習う人

※子ども連れの受講は不可

●内容

相手の簡単な手話が理解でき、手話であいさつ、自己紹介程度の会話ができるよう、手話の基本的な知識や技術を学ぶ。

●受講料

無料

※ただしテキスト代が必要です。

●申込期限

7月21日（火）午後5時15分



町子育て支援商品券

## 申請期限は8月31日！

●問い合わせ（申し込み）先 役場福祉課

町では、子育て世帯への生活支援を目的に「香美町子育て支援商品券」を支給しています。

対象と思われる世帯には、世帯主宛てに申請書を送付していますので、8月31日（月）までに提出してください。

申請書が届いていない場合は役場福祉課までご連絡ください。

なお、商品券の有効期限は11月30日（月）までで、受け取りは交付決定後となります。

すでに交付決定を受けている人は、受領書と運転免許証など本人確認できるものを持参のうえ、指定の受領場所へお越しください。





## 医療受給者証の更新手続きのお知らせ

●問い合わせ先(申請)先 豊岡健康福祉事務所 TEL0796・26・3672

現在、①指定難病医療受給者証②特定疾患医療受給者証③小児慢性特定疾患医療受給者証——の更新手続きを受け付けています。

更新を希望する人は手続きをお忘れないうちにご確認ください。

なお、更新手続きの案内については、6月末までに各受給者宛てに郵送しています。

### ●申請先

豊岡健康福祉事務所

※ただし7月23日(木)、8月6日(木)、8月20日(木)の3日間は新温泉健康福祉事務所でも申し込みを受け付けます。

※いずれの人も9月30日(水)まで更新手続きは可能ですが、新しい受給者証の発送は10月1日(木)以降になりますのでご注意ください。

### ●対象者

#### ①②の人

有効期限が9月30日(水)までの受給者証をお持ちの人で、引き続き受給者証の交付を希望する人

※有効期限が12月末までの受給者証をお持ちの人には別途お知らせします。

#### ③の人

有効期限が9月30日(水)までの受給者証をお持ちの人で、引き続き受給者証の交付を希望する満20歳未満(今年10月1日時点)の人

### ●申請期限

#### ①②の人

8月31日(月)

#### ③の人

8月21日(金)



## 10月から12桁の個人番号を通知 個人番号カードについて!

●問い合わせ先 役場企画課・町民課

先月号でお知らせしたとおり、今年10月から発送が始まるマイナンバーの通知カード。これには「個人番号カード交付申請書」も同封しています。交付を受けたい人は申請をしてください。

### ●個人番号カードとは

個人番号カードは現在の住民基本台帳カードと同様にICチップの付いたカードになります。カードの表面には氏名、住所、生年月日、性別、顔写真が記載され、裏面にマイナンバーが記載されます。

### ●交付を受けるには

通知カードに同封された申請書と写真を郵送することで申請をすることができます。その後、平成28年1月以降に役場町民課または各地域局で交付を受けることができます。交付を受けるための手数料は無料です。

ただし、現在、住民基本台帳カードをお持ちの人はカード記載の有効期限まで利用することができますが、個人番号カードの発行を希望するときは、その交付時に住民基本台帳カードを返納ください。個人番号カードと重複し

て持つことはできません。

### ●さまざまな用途で使えます

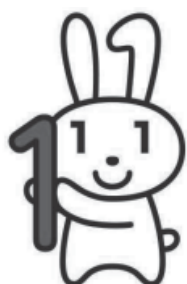
本人確認のための身分証明書として使えるほか、カードのICチップに搭載された電子証明書を使って、e-Tax(国税電子申告・納税システム)などの各種電子申請が行えます。

### ●有効期間があります

有効期間は発行日から申請人の10回目の誕生日までとなっています。ただし20歳未満の人は容姿の変化が大きいため5回目の誕生日までとなっています。

### ●詳しくは...

全国共通ナビダイヤル  
0570・20・0178(有料)  
午前9時30分〜午後5時30分  
(土日祝日・年末年始を除く)



▲マイナンバーキャラクター「マイナちゃん」



# 消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

## 本当に「お得」なの？

～「お得な」ネットの光回線契約？～

相談は  
こちらへ…

役場消費生活相談窓口（町民課内）  
TEL 0796・36・1941（直通）  
たじま消費者ホットライン  
TEL 0796・23・1999  
※相談無料で秘密は厳守!!

### 【事例】

大手通信会社を名乗る人が突然自宅を訪ねてきて「快適にインターネットができるので、ぜひ光回線にしませんか。今ならとてもお得ですよ」と勧誘された。

CMなどでもよく見る会社名だったので、何の疑いもなく契約をした。「現在契約中のサービスの違約金についてはこちらで負担します」とも言われた。

しかし、詳しい料金やサービス内容の説明も受けておらず、何がどの程度お得なのか分からない。工事日程も決まっていないし、契約も成立していないようなので、このまま放置しておいてもいいのだろうか。

### 【ひとことアドバイス】

- ◆代理店や取次店が大手通信会社と紛らわしい会社名を名乗り、誤解させて勧誘する場合があります。会社名や連絡先をしっかりと確認しましょう。
- ◆「お得」と言われたときも、具体的な料金を尋ね、実際にいくら安くなるのか、詳しい説明を受けましょう。
- ◆二重契約になるケースもあるので、新たに契約した場合はこれまでの契約が解約できているか必ず確認しましょう。
- ◆訪問販売、電話勧誘販売のいずれであっても、通信事業サービスにはクーリングオフは適用されません。その場で承諾せず、本当に必要な契約が慎重に検討しましょう。

こんな出し方していませんか？

## 不適正ごみの実例

### ⑨乾電池類編

ごみ収集の現場で実際にあった不適正ごみの実例を挙げながら、皆さんに正しい分別について学んでいただくこのコーナー。

第9回目は「乾電池類」です。

### デジタル体温計が混ざっている



「乾電池類」で出せるのは、水銀入りの温度計・体温計です。デジタルの温度計・体温計は「燃やさないごみ」に出してください。

## ◎出す時のポイント

- ◆乾電池、水銀入りの温度計・体温計だけを黒色文字の「乾電池類袋」に入れて出してください。
- ◆電池を使うおもちゃや電化製品を廃棄するときは、必ず電池をはずしてください。はずした電池は「乾電池類」に、電池以外の残りの部分は、ごみ分別早見表を活用して「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「粗大ごみ」に分別して出してください。

ちょっとおさらい！



今回で9つの分別区分ごとの実例紹介が一巡しました。

現在、どんなごみが不適正ごみとして残されるのか、収集現場で多く見られるものをおさらいしましょう！

- ペットボトル、プラスチック製容器包装、カン・ビンなどの資源ごみが「燃やさないごみ袋」や古い「燃えないごみ袋」で出ています。資源ごみはそれぞれ分別して「資源ごみ袋」に入れて出してください。
- ビールびんのフタや飲料缶のフタが「カン・ビン」に混ざっています。金属製のフタや複合素材のフタは「燃やさないごみ」に出してください。
- プラスチック製の洗面器やプリンターが「燃やさないごみ」や「プラスチック製容器包装」で出ています。プラマークのないプラスチック製品は「燃やすごみ」に出してください。



おしえて!

# 防災知識

●問い合わせ先  
役場総務課防災安全室

## もしもの事故に備えて

### 自転車保険に加入しよう

皆さんは平成20年に神戸市で発生した自転車事故を覚えていますか。歩行中の女性に小学生が運転する自転車が衝突する事故が起き、9500万円もの高額な損害賠償が命じられました。

全国の交通事故は減る傾向にありますが、自転車による事故は増加傾向にあります。

このような状況を受け、県では「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定し、全国で初めて自転車利用者へ自転車保険の加入を義務付けました。

高額賠償が相次ぐ自転車事故に備えるために、自転車保険に加入しましょう。

### ◆自転車保険加入義務化に対応できるおもな保険

- ・兵庫県交通安全協会が提供する「ひょうごのけんみん自転車保険」
- ・損害保険会社が販売する「自転車保険」

- ・自動車保険などの損害保険に付帯できる「個人賠償責任特約」
- ・自転車関連団体が提供する「TSマーク付帯保険」

### ◆自転車を安全に乗るために

- ①自転車は車道が原則、歩道は例外  
※運転者が児童、幼児、70歳以上の高齢者または車道を通行する際に危険が伴う身体障害者であるときなどは、歩道を通行することができません。
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④交通ルールを守る  
※飲酒運転、2人乗り、並進の禁止など
- ⑤子どもはヘルメットを着用

自転車は、車（軽車両）です。道路交通法により、守るべきルールが定められていますので、交通ルールを守って安全に利用しましょう。

## 背中が丸くなるのは年のせい??

### ～陰にひそむ骨粗しょう症～

「背中が丸くなるのは年のせい」と思っていますか。確かに、加齢により背筋や腹筋の筋力が低下すると、背中が丸まってしまい、姿勢が悪くなります。でもある病気がひそんでいるかもしれません。

### ◇「骨粗しょう症」は大丈夫?

骨に含まれるカルシウムなどの量が減少して骨がもろくなる「骨粗しょう症」。この病気の自覚症状の一つに「背中が丸くなる」ことがあります。これは、もろくなった背骨が自分の重みに耐えられずに変形してしまうことで起きてきます。あなたの丸くなった背中、もしかして骨粗しょう症によるものではありませんか。

### ◇健康な骨でいきいきと!

健康な骨を維持するために次のことを心掛けましょう。



●問い合わせ先  
いきいき相談センター（役場福祉課内）  
TEL 0796・36・4004（直通）

### ●バランスの良い食事

カルシウムと、その吸収を助けるビタミンDを多く含む食品をとりましょう。（乳製品、小魚、緑黄野菜、海藻など）

### ●日光を浴びる

食事以外にも日光浴をすることでビタミンDは体の中でつくられます。ただし、熱中症には注意しましょう。

### ●定期的な検査を受ける

骨密度検査で現在の骨量を知ることができます。特に高齢の女性は受診をお勧めします。

### ●なんといっても運動!

食事と同じくらい大切なのが運動です。背中を伸ばすストレッチをこまめに行ったり、ウォーキングを習慣づけたりすると、骨だけでなく筋肉も刺激することができ効果的です。

また、ポールを持って歩くノルディックウォークは、下半身だけでなく上半身も使うことができます。

取り組んでみようという人は、いきいき相談センターにお気軽にご連絡ください。用具の貸し出しやポールの使い方などの指導を行います。



# 過去最高人数が「残酷」に挑みました 第23回みかた残酷マラソン全国大会

6月14日に小代区内で行われた第23回みかた残酷マラソン全国大会。北は北海道、西は鹿児島島の全国各地から集まったランナーは、過去最高の2529人。全長24km、高低差約400mの山岳部特有のうねりのあるコースに挑みました。

スタート段階で気温30℃となり例年に比べて条件も残酷。それでもランナーたちは自らの限界に挑みました。ランナーをサポートする各給水所では、地元ボランティアをはじめ、小代小、中学校の児童、生徒たちが「頑張



▲「残酷」なコースへと駆け出すランナー

れ」と声援を送りながら、冷たい飲料水やバナナなどを手渡しました。

また、村岡高校吹奏楽部の演奏や同校生徒による踊りもあり、ランナーの中にもさまざまな仮装をして走る強者もいて、地域の皆さんと一緒に大大会を盛り上げていました。

ゴール後、振る舞われた冷やしトマトやそうめんなどで疲れた体を癒していた選手の一部は「2回目の参加だったがやっぱりしんどい。最後の登りが特にきつかったけど、何とか歩かずゴールできました。今年の目標は達成できたけど、また参加したいです。声援がたくさんあって地元一丸で盛り上げてくれる良い大会ですね」と語ってくれました。

また、女子総合の部1位の小林玲子さん（伊丹市）は「14回目の出場だけど毎年のことながらきつかったです。地元の人からも名前前で呼んでいたんで、たくさん応援をもらえたので、7年ぶりに優勝することができました」と語ってくれました。

# 町・兵庫県立大学・榊末松電子製作所が共同開発 「おじろ用心棒」全国展開中！

皆さんは「おじろ用心棒」という言葉を知っていますか。今、ひそかに全国展開中の優れものです。

おじろ用心棒はサルの子孫が生息し農作物の被害が多かった小代区で、「何とか農地を守れないものか」との思いから町、兵庫県立大学、榊末松電子製作所が共同で研究開発を行ったものです。

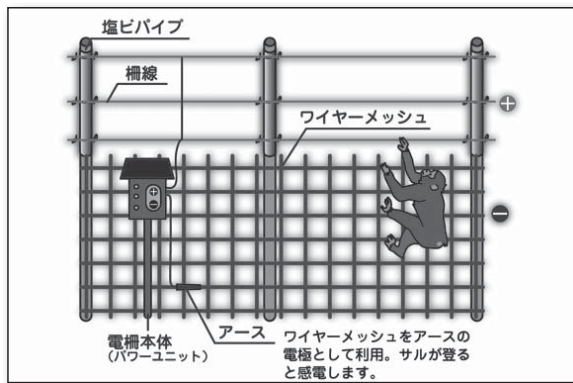
2009年と2010年におじろ用心棒を設置した全農地の所有者にアンケートを行ったところ、ほとんどの人が「効果がある」と回答しました。おじろ用心棒にはサルの侵入



▲おじろ用心棒でサルの被害が減ってます

防止効果が非常に高いことが確認できたため、県内で普及が進められてきました。

その後、同じようにサルの被害に苦しむ地域から注目され徐々に全国に広がりをみせています。小代区から発信したおじろ用心棒。全国のサルの農作物被害防止の一端を担っています。詳しくは役場農林水産課へお尋ねください。



▲おじろ用心棒の仕組み

# 文芸かみ

## 香美町高齢者大学「そぶキャンパス」

〽俳句講座〽 選者 岩崎 鳥衣

飼場桶引きさずる音や草いされ

岩崎 鳥衣

かくれなき牧の風乗り夏鶯

池内 綾子

大池に山並写して夏の空

井上 実二

万緑に句友寄る山の風うまし

岩田 耕衣

万緑に草食む牛の黒々と

岸本 文枝

葉桜の木漏日くぐり句を探す

正垣 博子

万緑や山も心もふくらみぬ

栃下 喜幸

梅花藻や清き水面を白く染め

森し ず子

四、五頭の牛のんびりと梅雨ぐもり

森道子

広い原っぱ芝ふの上にクローバー咲き

山本 田鶴子

(掲載は氏名の五十音順)

〽短歌講座〽 選者 有本 俱子

山彦の呼ぶ声聞けば山の神も降り来る初夏の  
風にまたがり 有本 さやか

短夜を惜しむや螢飛び交いて湯舟の川に光跡  
流るる 池田 恵子

ハイチーズ小さなスマホに顔よせて孫らと私  
と白鷺城 今岡 良子

春耕の鋤におどろき目をさましそろり逃げだ  
す冬眠蛙 上田 幹男

吹く風をしなやかに躲せる棚田の早苗日に  
ちと色濃くなりぬ 岡田 美栄子

飛行雲白く長く尾を引いて蘇武岳のかげに消  
えたり 岡本 弘子

皐月入れば片寄り天気畑が泣く自然の肥料の  
雨待ちわびる 田中 力

荒れし田とただ見るなかれ万人我が半世紀の  
哀歎こもる 田中 富美子

夏に入れば伊勢の神楽の五人衆健やかなれと  
舞ひてゆきたり 村瀬 トシ

春と夏が同居している高原を退屈つれて風と  
歩きぬ 吉村 栄子

ここもまた遊びし跡よ廃坑の広場に数多の大  
グミの実り 選者

おめでとうございます

### 町内から表彰受賞者がありました

(順不同・敬称略)

近畿行政相談員連絡協議会表彰

米田 稔 (香住区隼人)

兵庫県功労者表彰

【自治功労】

寺川 秀志 (香住区香住)

【女性活動功労】

西村 雅子 (村岡区萩山)

【福祉功労】

辺見 豊 (小代区大谷)

【健康功労】

上田 通典 (小代区佐坊)

【地域安全功労】

朝倉 勝 (小代区秋岡)



みなさんに



にじゅうまる





## こんにちは、赤ちゃん



この記事につきましては、関係者の皆さんにホームページ上での公開承諾を得ておりませんので、個人情報保護によりホームページ上での掲載を控えさせていただきます。

※このコーナーは、先月(5/21～6/20)の届出分の内、承諾を得た方のみ掲載しています。(届出順・敬称略)

## お悔やみ申し上げます

この記事につきましては、関係者の皆さんにホームページ上での公開承諾を得ておりませんので、個人情報保護によりホームページ上での掲載を控えさせていただきます。

※このコーナーは、先月(5/21～6/20)の届出分の内、承諾を得た方のみ掲載しています。(届出順・敬称略)

先日、久しぶりにメガネを買いました。前の度数と同じものにしたのですが、きちんと視力検査をしたのは数年前。今はその時よりも悪くなっているだろうと感じています。最近パソコンの画面を見る時は、専用メガネを使って目への負担を軽くしようと努力しています。(コバヤシ)

編集後記

# 求人情報

詳細はハローワークにおたずねください  
(平成 27 年 6 月 19 日現在、順不同)



●問い合わせ先 ハローワーク香住 TEL 0796・36・0137

＜フルタイム＞				
職種	事業所名	勤務地など	年齢	人数
食品製造	㈱フジワーク 豊岡事業所	香住区食研	不問	2
資材管理			不問	1
縫製(レターほか)	デサントアパレル㈱ 村岡工場	村岡区高井	不問	1
機械設備保全			45以下	1
塗装工見習い	㈱ヒナタ塗装商会	村岡区市原	35以下	1
塗装工			不問	1
薬剤師	日本調剤㈱ 大阪支店	香住区若松	59以下	1
自動車整備工	㈱出石モータース	小代区	不問	3
営業	マルヨ食品㈱	香住区香住	40以下	1
保守点検	大豊機工㈱	町内	不問	1
雑役		香住区	不問	1
事務	㈱三七十	香住区香住	不問	1
フロント		三七十館	18以上	1
看護師	(福)みかたこぶしの里	小代区神水	不問	3
仕入・加工・販売	㈱宿院商店	香住区下浜	59以下	1
介護	(福)香寿会	香住区森	不問	3
介助員			不問	1
介護	㈱三輪観光	香住区境	不問	1
出荷事務	入江精密工業㈱	村岡区高井	不問	1
機械加工(レター)			18以上	1
機械加工(レター)	㈱入江産業	村岡区村岡	不問	1
現場作業	㈱西山工務店	香住区森	40以下	2
土木作業	㈱セイシン創建	香住区森	40以下	2
歯科衛生士	やまだ歯科医院	香住区七日市	不問	1
清掃		公立香住病院	不問	1
機械設備管理補助	㈱北近畿環境開発		不問	1
水処理施設管理補助		香住区間室	不問	1
船長候補	遊覧船かすみ丸㈱	香住区一日市	不問	1
現場管理	㈱アイテック西岡	村岡区福岡	不問	1
現場作業			40以下	1
土木作業	㈱西村工務店	村岡区福岡	35以下	1
建築施工技術者	㈱中村組	香住区香住	不問	1
トンネル特殊(往込)	吉岡建設㈱ 高槻作業所	新桃観トンネル作業所	18以上	6
トンネル作業(往込)			18以上	2

＜パートタイム＞				
職種	事業所名	勤務地など	年齢	人数
調理	㈱スタミナフードサービス	香住区香住	不問	3
接客			不問	3
薬剤師	日本調剤㈱ 大阪支店	香住区若松	不問	1
窓口	㈱但馬銀行	町内	不問	5
フロント		三七十館	不問	1
事務	㈱三七十	香住区香住	不問	1
鮮魚売場			不問	1
レジ	㈱さとうフレッシュフロンティア	香住区香住	18以上	1
食品売場			不問	3
販売	㈱宿院商店	村岡区入江	不問	2
水産加工	㈱カネサ	香住区境	不問	3
接客	香住観光旅館 丸世井	香住区香住	不問	3
販売	㈱コメリ 中国四国地区本部	村岡区大糠	不問	4

写真でつづる  
まちのできごと

# Photo News



**生きた魚に大歓声！**  
タッチングプール（5月20日、香住幼稚園）

5月20日、香住幼稚園で預かり保育の園児を対象とした「タッチングプール」が、とと活隊と但馬漁業協同組合柴山支所の協力で行われました。

今回は、とと活隊として2回目の試みで、約20人の園児が参加しました。

この日は、簡易水槽にサメ、アナゴ、水ダコ、毛ガニ、マツカサウオなど但馬漁協で用意された魚約40匹が放たれると、生きた魚に触るのが初めての園児などは、大きな歓声を上げていました。また、大きな水ダコがプールから逃げ出そうとすると、園児たちはひととき大きな声を上げて喜んでいました。

但馬漁協柴山支所の和田耕治次長は「園児たちの反応が想像以上にすごかった。要望があれば、海の魚に触れる機会が少ないうちもたちのために、山あいでも開催したい。魚に触れることによって魚が好きになり、そして魚食が進んでくれればありがたいです」と語ってくれました。

最後は焼きニギスの甘辛煮とわかめの味噌汁が用意され、あまりの美味しさにおかわりを求める園児もいました。



▲魚と触れ合う園児たち



**爽やかな潮風を受けながら  
目指せ120km！**

山陰海岸ジオパーク120kmウォークin名勝香住海岸  
（5月24日、香住区下浜ほか）

5月24日、香住海岸の雄大な景色を眺めながらウォーキングをする「山陰海岸ジオパーク120kmウォークin名勝香住海岸」が行われました。コースは、しおかぜ香苑（香住区香住）から三田浜海水浴場（同区下浜）までの往復約7km。当日は汗ばむような陽気でしたが、参加者126人が日本海からの爽やかな潮風を浴びながらイベントを楽しみました。

コースの途中ではその昔この辺りが川底であったことが分かる「下浜の流痕」やサイヤゾウの足跡化石の観察を行ったほか、三田浜海水浴場では地引き網も体験。引き揚げた網にはアオリイカや、アジ、イシダイなどが入っていて、その一部はパークキューや刺身にして参加者に振る舞われました。

京丹後市の東端から鳥取市の西端までの山陰海岸ジオパークの長さ120kmにちなんで行われる同イベント。同エリア内で実施されるウォーキングイベントに参加し、3年間で合計120km目指して歩きます。達成者には豪華賞品が抽選で当たります。

参加していた細田佳さん・栄子さん夫婦（豊岡市日高町）は「景色が良いので毎年参加しています。パーベキューも美味しく、今年はイシダイがとても美味しかったです。やはりお店で売っているものとは違いますね」と楽しそうに語ってくれました。



▲海岸線の景色を楽しみながら歩く参加者

## ふるさと山の山を歩こう！

蘇武岳町民ハイキング（5月31日、村岡区内）

かつて世界的な冒険家の植村直己が香美町側から登った蘇武岳で5月31日、蘇武岳町民ハイキングが行われました。

コースは、出発地点の大糠神社から新緑のトンネルを抜け、馬の背、蘇武展望台を経て山頂までの往復約11km。標高差800mの本格的な登山コースを、参加者とスタッフを含め約80人が楽しみました。

山頂付近は霧に覆われ、残念ながら眼下の景色を十分に楽しむことはできませんでしたが、蘇武展望台ではスタッフが準備した地元産のしいたけや野菜を使った「蘇武鍋」に舌鼓を打った参加者。その後行われたミニ語り部講座では、かつて鉱山として栄えた金山廃村（豊岡市日高町羽尻）にまつわる話に思いを寄せました。

今回初めて蘇武岳に登った伊井紫乃さん（村岡区熊波）は「登っている時は足も痛くて早く帰りたいと思っていたけど、しりとりをしたり、おやつを食べて何とか頑張りました。下りは足が勝手に進んで楽しかったです。自分ではよく頑張ったと思います」と語ってくれました。



▲山頂を目指して登る参加者

## ごみの無いきれいな海にするために！

子どもたちによる海辺の漂着物調査（6月2日、佐津海水浴場）

6月2日、佐津海水浴場で子どもたちによる海辺の漂着物調査が行われました。この調査は但馬西部河川海域環境保全協議会が主催。日本海沿岸の漂着物を回収、調査しプラスチックなどの人工物による海洋汚染の実態を知るとともに、子どもたちにごみを捨てない心や、海の環境を守ろうとする心を育むことを目的とし、毎年行われています。

参加したのは佐津小学校の5年生9人と、トライやるウィークで同小学校に来ていた香住第二中学校の生徒1人の計10人。波打ち際から縦横10m区画に仕切られた区域の中で、5人1班で調査を開始。15分間、人工物のごみを拾い、ペットボトルや

大きな木材、中には韓国語が書かれたガス缶や中国語のラベルなども見られ、たじま海の学校の今井裕子副代表の指導の下、子どもたちはどの分類に分けるべきか真剣に考えていました。

子どもたちが当日拾ったごみは183個で、重さにして約900g。プラスチックの破片など自分たちの生活の中で出るごみが多いことに驚いていました。

最後に漂着ごみを減らすために自分たちにできることを考え、「ごみは捨てないようにする」、「ごみが落ちていれば拾ってごみ箱に捨てる」、「注意を促すポスターを作る」などといった意見を出し合いました。



▲ごみの分類を考える子どもたち

## 日ごろの練習の成果を発表！

美方郡文化協会連絡協議会「芸能のつどい」（6月7日、香住区中央公民館）

6月7日、香住区中央公民館で美方郡文化協会連絡協議会「芸能のつどい」が行われました。

同協議会は平成6年の設立後、平成20年に香住区文化協会が加入。現在は香住、村岡、小代、新温泉の4文化協会で構成されています。また、2年に1度同イベントを行っていて、香住区で開催されるのは今回が初めてです。

冒頭で香住文化協会の西内一博会長は「2年に1度のこのイベントで日ごろの練習の成果を発揮してください。今回は芸能発表だけでなく会員の作品展も同時に開催しています。そちら

もぜひご覧ください」と語りました。

ステージはオープニングを務めた「雅の会」の銭太鼓を皮切りに、「小代カラオケ愛好会」「村岡の歌と踊りの保存会」「山吹会」など15団体が歌、踊り、琴などを次々と披露。演目が終わるたびに会場からは大きな拍手が起こっていました。また、歌に合わせて会場から手拍子が起こる場面もあり会場は大いに盛り上がっていました。

1階のロビーでは、今回が初めてなる作品展を開催。書画、俳句、写真などといった作品が展示され、イベントに訪れた多くの人が見入っていました。



▲オープニングステージを務めた雅の会の皆さん

## 役場各課など 主な施設の連絡先

役場本庁舎	36・1111(代表)
総務課	36・1111
財政課	36・1942
企画課	36・1962
税務課	36・1113
会計課	36・4321
町民課	36・1110
消費生活相談	36・1941
健康課	36・1114
福祉課	36・1964
農林水産課	36・0846
観光商工課	36・3355
建設課	36・1961
上下水道課	36・0420
議会事務局	36・1963

村岡地域局 94・0321(代表)  
小代地域局 97・3111(代表)

町教育委員会 94・0101  
香住区中央公民館  
(香住区生涯学習センター)  
36・3764  
村岡区中央公民館  
98・1366  
小代地区公民館  
(小代区地域連携センター)  
97・3966

公立香住病院 36・1166  
公立村岡病院 94・0111

香住文化会館 36・1026  
香住老人福祉センター 36・5008  
村岡老人福祉センター 98・1000  
小代高齢者生活支援センター 97・2202

(すべての施設の市外局番：0796)

まちのうごき  
(平成 27 年 6 月 1 日現在)

合計	19,265 人 (- 25)
男	9,214 人 (- 11)
女	10,051 人 (- 14)
世帯数	6,729 世帯 (- 6)

カッコ内は前月比



◇問い合わせ先 町教育委員会生涯学習課

県指定文化財

## 木造薬師如来座像 木造四天王立像

香住区森の大乗寺は圓山應舉（おんざんおうきよ）のふすま絵で有名ですが、ほかに多くの文化財を所蔵しています。今回ご紹介するのは、県指定文化財の「木造薬師如来座像」と「木造四天王立像」です。

最初にご紹介するのは、同寺の薬師堂に安置されている木造薬師如来座像です。

右手を施無畏印、左手に薬壺（やくづ）を持つ一般的な薬師如来の姿で、蓮華の花をかたどった台座に座っています。カヤ材で作られた頭、体、二の腕の部分を一つの木から彫り出し、内側をくり抜いています。後頭部から背中、膝の部分は違う部材ではぎつけてい

ます。膝の裏の部分に「仏師僧知円（ちえん）」の銘があり、修復された際に記入されたものだと考えられています。丸まった髪の毛（螺髻（らげ））は細かく、服のしわは流れるように表現されているのが特徴的で、全体として穏やかで上品な感じを漂わせています。但馬地方の仏師が、京都で作られた仏像の要素を取り入れながら、12世紀初頭に製作したものと考えられています。修理された部分も少なく、平安時代後期の優れた作品の一つとして昭和49（1974）年に県指定文化財に指定されました。

次にご紹介するのは観音堂に安置されている木造四天王立像です。観音堂の中央に安置されている「木造聖観音立像」(国指定重要文化財、次号で紹介予定)を守るように4体の仏像が安置されています。4体とも体の内側をくり抜いており、背中を同じような材料ではぎつけています。左手に槍を構えた持国天、右手に独鈷（どくこ）をもった増長天ともその表情は激しく、今まさに仏敵を打ち倒すような動きを表現しています。右手に筆をもった広目天、左手に宝塔をもった多聞天は、持国天や増長天とは対照的に動きを抑えて内面的な緊張を表現しています。



▲木造薬師如来座像



▲木造四天王立像の一つ持国天



この「広報ふるさと香美」は、自然環境を考えてソイ（大豆油）インキ、再生紙を使用しています。